

那須塩原市特別業務地区建築条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、特別業務地区内における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づく建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別業務地区内の建築制限)

**第2条** 特別業務地区内においては、法第48条第11項に規定する制限によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合には、あらかじめ那須塩原市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

**第3条** 法第3条第2項の規定により、前条の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、前条の規定にかかわらず、次に定める範囲内において増築し、改築し又は用途変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築又は用途変更後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更が別表のそれぞれに列記する用途相互間におけるものであること。
- (5) 前条の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合には、増築又は用途変更後のそれらの出力量、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力量、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項又は第3項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

**第6条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西那須野町特別業務地区建築条例（昭和56年西那須野町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月20日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**別表**（第2条、第3条関係）

(特別業務地区内の建築物の制限)

- 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めたもの

#### 4 次に掲げる事業を営む工場

- (1) 玩具煙火の製造
- (2) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
- (3) 絵具又は水性塗料の製造
- (4) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (5) 骨炭その他動物質炭の製造
- (6) せっけんの製造
- (7) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
- (8) 手すき紙の製造
- (9) 羽又は毛の洗淨、染色又は漂白
- (10) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗淨又は漂白
- (11) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (12) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (13) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝がらの粉碎で原動機を使用するもの
- (14) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (15) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (16) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）
- (17) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- (18) ガラスの製造又は砂吹
- (19) 金属の溶射又は砂吹
- (20) 鉄板の波付加工
- (21) ドラムカンの洗淨又は再生
- (22) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (23) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機

を使用するもの